

○小里貞利君 各常任委員長の選舉は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のことく決しました。

議長は、各常任委員長を指名いたします。

〔拍手〕

議院運営委員長 内海 英男君

〔拍手〕 決算委員長 永田 亮一君

〔拍手〕 総務委員長 中野 四郎君

〔拍手〕 地方行政委員長 中山 利生君

〔拍手〕 法務委員長 羽田野忠文君

〔拍手〕 外務委員長 中山 正輝君

〔拍手〕 文教委員長 青木 正久君

〔拍手〕 大蔵委員長 森 喜朗君

〔拍手〕 社会労働委員長 唐沢俊一郎君

〔拍手〕 商工委員長 渡部 恒三君

〔拍手〕 通輸委員長 越智 伊平君

〔拍手〕 建設委員長 村田敬次郎君

〔拍手〕 科学技術委員長 近藤 鉄雄君

〔拍手〕 環境委員長 八田 貞義君

〔拍手〕

予算委員長 栗原 荘幸君

〔拍手〕

決算委員長 永田 亮一君

〔拍手〕

内閣委員長 石井 一君

〔拍手〕

法務委員長 羽田野忠文君

〔拍手〕

外務委員長 中山 正輝君

〔拍手〕

文教委員長 青木 正久君

〔拍手〕

大蔵委員長 森 喜朗君

〔拍手〕

社会労働委員長 唐沢俊一郎君

〔拍手〕

商工委員長 渡部 恒三君

〔拍手〕

通輸委員長 越智 伊平君

〔拍手〕

建設委員長 村田敬次郎君

〔拍手〕

科学技術委員長 近藤 鉄雄君

〔拍手〕

環境委員長 八田 貞義君

ただいま議決せられました七特別委員会の委員は追って指名いたします。

予算委員長 栗原 荘幸君

〔拍手〕

決算委員長 永田 亮一君

〔拍手〕

内閣委員長 石井 一君

〔拍手〕

法務委員長 羽田野忠文君

〔拍手〕

外務委員長 中山 正輝君

〔拍手〕

文教委員長 青木 正久君

〔拍手〕

大蔵委員長 森 喜朗君

〔拍手〕

社会労働委員長 唐沢俊一郎君

〔拍手〕

商工委員長 渡部 恒三君

〔拍手〕

通輸委員長 越智 伊平君

〔拍手〕

建設委員長 村田敬次郎君

〔拍手〕

科学技術委員長 近藤 鉄雄君

〔拍手〕

環境委員長 八田 貞義君

裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選舉で、許可するに決しました。

予算委員長 栗原 荘幸君

〔拍手〕

決算委員長 永田 亮一君

〔拍手〕

内閣委員長 石井 一君

〔拍手〕

法務委員長 羽田野忠文君

〔拍手〕

外務委員長 中山 正輝君

〔拍手〕

文教委員長 青木 正久君

〔拍手〕

大蔵委員長 森 喜朗君

〔拍手〕

社会労働委員長 唐沢俊一郎君

〔拍手〕

商工委員長 渡部 恒三君

〔拍手〕

通輸委員長 越智 伊平君

〔拍手〕

建設委員長 村田敬次郎君

〔拍手〕

科学技術委員長 近藤 鉄雄君

〔拍手〕

環境委員長 八田 貞義君

特別委員会設置の件

〔拍手〕

予算委員長 栗原 荘幸君

〔拍手〕

決算委員長 永田 亮一君

〔拍手〕

内閣委員長 石井 一君

〔拍手〕

法務委員長 羽田野忠文君

〔拍手〕

外務委員長 中山 正輝君

〔拍手〕

文教委員長 青木 正久君

〔拍手〕

大蔵委員長 森 喜朗君

〔拍手〕

社会労働委員長 唐沢俊一郎君

〔拍手〕

商工委員長 渡部 恒三君

〔拍手〕

通輸委員長 越智 伊平君

〔拍手〕

建設委員長 村田敬次郎君

〔拍手〕

科学技術委員長 近藤 鉄雄君

〔拍手〕

環境委員長 八田 貞義君

十五人よりなる特別委員会

〔拍手〕

災害対策を樹立するため委員四十人よりなる特別委員会

〔拍手〕

石炭に関する対策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会

〔拍手〕

裁判官訴追委員及び同予備員の選舉

○議長(福田一君) つきましては、裁判官訴追委員及び同予備員の選舉を行います。

○小里貞利君 裁判官訴追委員及び同予備員の選舉は、その手続を省略して、議長において指名せられ、予備員の職務を行う順序については、議長において定められんことを望みます。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のとく決しました。

議長は、裁判官訴追委員に

佐野 嘉吉君

後藤田正晴君

及び 小沢 貞孝君

を指名いたします。

また、裁判官訴追委員の予備員に

保岡 興治君 及び 高島 修君

を指名いたしました。

なお、予備員の職務を行う順序は、保岡興治君を第一順位とし、高島修君を第二順位といたします。

また、検察官適格審査会委員に松本十郎君を指名いたします。

また、堀内光雄君を松本十郎君の予備委員に指名いたします。

次に、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に

田中 龍夫君

及び 加藤 六月君

を指名いたしました。

次に、北海道開発審議会委員に

北村 義和君 及び 齋藤 実君

を指名いたしました。

次に、国土審議会委員に

原 健三郎君

及び 佐々木義武君

を指名いたしました。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に工藤巖君

を指名いたしました。

次に、鉄道建設審議会委員に

田中 龍夫君

丹羽 兵助君

を指名いたしました。

○小里貞利君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、一般職の職員の手続を省略して、議長において指名せられ、皇室

会議予備議員の職務を行う順序については、議長において定められんことを望みます。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のとく決しました。

議長は、皇室会議予備議員に園田直君を指名いたしました。

なお、その職務を行う順序は、第二順位といたします。

次に、検察官適格審査会委員に松本十郎君を指名いたします。

また、堀内光雄君を松本十郎君の予備委員に指名いたします。

次に、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に

田中 龍夫君

及び 加藤 六月君

を指名いたしました。

次に、北海道開発審議会委員に

北村 義和君 及び 齋藤 実君

を指名いたしました。

次に、国土審議会委員に

原 健三郎君

及び 佐々木義武君

を指名いたしました。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に工藤巖君

を指名いたしました。

次に、鉄道建設審議会委員に

田中 龍夫君

丹羽 兵助君

を指名いたしました。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に工藤巖君

を指名いたしました。

次に、鉄道建設審議会委員に

田中 龍夫君

丹羽 兵助君

を指名いたしました。

次に、鉄道建設審議会委員に

田中 龍夫君

丹羽 兵助君

を指名いたしました。

次に、鉄道建設審議会委員に

田中 龍夫君

丹羽 兵助君

を指名いたしました。

給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛廳職員給与法の一部を改正する法律案、國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案、右四案を

求める、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

一般的職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出

防衛廳職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一括して議題といたします。

○議長(福田一君) 一般的職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛廳職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一括して議題といたします。

案及び同報告書

〔石井一君登壇〕

○石井一君 ただいま議題となりました四法律案について定められんことを望みます。

につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、各法律案の要旨を申し上げます。

一般的職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出

防衛廳職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一括して議題といたします。

○議長(福田一君) 一般的職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛廳職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一括して議題といたします。

案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

以上四法律案について、本日政府から提案理由の説明を聽取した後、一括して質疑に入り、これを終了し、討論を行い、順次採決いたしましたところ、各法律案は、いずれも賛成多数をもって原

共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[中山正暉君登壇]

○中山正暉君 ただいま議題となりました二件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和五十二年、日ソ両国がともに二百海里の漁業水域を設定したこととに伴い、これらの水域における漁船の操業の手続及び条件を定めるため、昭和五十二年五月二十七日に日ソ漁業暫定協定が、

また、同年八月四日、ソ日漁業暫定協定が署名されました。これらの二協定は、その後、一年ずつ

効期間が本年十二月三十一日で満了することになつておられます。

このため、政府は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間に両協定の有効期間の延長に関する議定書を締結するため、本年十一月十九日以来モスクワにおいて交渉を行つてまいりましたが、合意に達しましたので、十二月十六日両議定書に署名を行いました。

両議定書は、いずれも両協定の有効期間を明年十二月三十一日までさらに一年間延長すること、

両政府の代表者は、明後年以降の漁獲の問題に関して、明年十一月二十四日までに会合し、協議することを規定しております。

なお、明年的漁獲割り当て総量は、過去三年と同様、日本側は七十五万トン、ソ連側は六十五万トンで合意いたしております。

両件は、本二十一日外務委員会に付託され、委員会におきましては、櫻内外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、両件は、いずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 両件を一括して採決いたしました。両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○小里貞利君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

近年、歯科医学、医術の進歩により歯科医療の内容が高度化するとともに、人口の高齢化等によ

り歯科医療の需要は増大しており、歯科医療における歯科技工士の担う役割はますます重要なものとなつてゐるのであります。

このため、本案は、歯科技工士の免許権者を厚生大臣とすること等により、歯科技工士の社会的地位の向上を図り、もつて歯科技工業務がより適正に行われるようだしようとするものであります。

そこで、本日の社会労働委員会において、内閣の意見を聽取した後、これを成案とし、全会一致をもつて社会労働委員会提出の法律案とすることに決しました。

このため、本案は、歯科技工士の免許権者を厚生大臣とすること等により、歯科技工士の社会的地位の向上を図り、もつて歯科技工業務がより適正に行われるようだしようとするものであります。

すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(福田一君) 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(福田一君) 第一に、歯科技工士試験は、厚生大臣が行うものとし、試験に関する事務の全部または一部を都道府県知事に委任することができるものとするこ

と。

第三に、この法律の施行の際に歯科技工士の免許を受けている者は、改正後の歯科技工法の規

定による免許を受けた者とみなすほか、所要の経過措置及び試験についての暫定措置を講ずること。

第一に、歯科技工士試験は、厚生大臣が行うものとし、試験に関する事務の全部または一部を都道府県知事に委任することができるものとすること。

第二に、歯科技工士試験は、厚生大臣が行うものとし、試験に関する事務の全部または一部を都道府県知事に委任することができるものとすること。

第三に、この法律の施行の際に歯科技工士の免

許を受けている者は、改正後の歯科技工法の規

定による免許を受けた者とみなすほか、所要の経

過措置及び試験についての暫定措置を講ずること。

以上が本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

[本号末尾に掲載]

○小里貞利君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

本件は、議院運営委員会において起草、提出し

官 報 (号 外)

7

一 周生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案(長谷川正三君外三名提出、第九十三回国会衆法第一号)	二 学校教育法等の一部を改正する法律案(中西良君外三名提出、第九十四回国会衆法第二号)	三 学校教育法の一部を改正する法律案(中西續介君外四名提出、第九十四回国会衆法第七号)	四 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外四名提出、第九十四回国会衆法第一号)	五 文教行政の基本施策に関する件	六 学校教育に関する件	七 社会教育に関する件	八 体育に関する件	九 学術研究及び宗教に関する件	一〇 國際文化交流に関する件	一一 文化財保護に関する件	一二 右各件は審査を終了するに至らなかつた。	右報告する。
昭和五十六年十二月二十日 文教委員長 三ツ林弥太郎 衆議院議長 福田 一殿	昭和五十六年十二月二十日 社会労働委員長 山下 徳夫 衆議院議長 福田 一殿	昭和五十六年十二月二十日 農林水産委員長 岩田 敏 衆議院議長 福田 一殿	昭和五十六年十二月二十日 農林漁業災害補償制度に関する件 農林水産物に関する件 農林水産業団体に関する件 農林水産金融に関する件	昭和五十六年十二月二十日 農林水産委員長 羽田 敏 衆議院議長 福田 一殿	昭和五十六年十二月二十日 海上保安に関する件 航空に関する件 日本国有鉄道の経営に関する件	昭和五十六年十二月二十日 港湾に関する件 海上保安に関する件 航空に関する件	昭和五十六年十二月二十日 運輸委員長 小此木彦三郎 衆議院議長 福田 一殿	昭和五十六年十二月二十日 通商産業委員長 中村 弘海 衆議院議長 福田 一殿	昭和五十六年十二月二十日 科学技術振興の基本施策に関する件等閉会中審査報告書 衆議院議長 福田 一殿	昭和五十六年十二月二十日 原子力の開発利用とその安全確保に関する件 宇宙開発に関する件 海洋開発に関する件	右報告する。	
一 労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出、第九十四回国会衆法第一号)	二 雇用保険法の一部を改正する法律案(池端清一君外四名提出、第九十四回国会衆法第三一号)	三 民主党公明党連合会中審査報告書 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書	一 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(北側義一君外二名提出、第九十四回国会衆法第一六号)	二 通商産業の基本施策に関する件	三 中小企業に関する件	四 資源エネルギーに関する件	五 特許及び工業技術に関する件	一 通信行政に関する件等閉会中審査報告書 郵政事業に関する件 郵政監察に関する件	二 電気通信に関する件	三 電波監理及び放送に関する件	四 電波監理及び放送に関する件	右報告する。
右報告する。	右報告する。	右報告する。	右報告する。	右報告する。	右報告する。	右報告する。	右報告する。	右報告する。	右報告する。	右報告する。	右報告する。	右報告する。
一 環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(土井たか子君外二名提出、第九十四回国会衆法第五号)	二 水俣病問題総合調査法案(馬場昇君外二名提出、第九十四回国会衆法第六号)											

官 報 (号 外)

第三区選出	上草 義輝君	安井 吉典君	第二区選出	根本龍太郎君	藤尾 正行君
第四区選出	阿部 文男君	佐藤 孝行君	第三区選出	高橋 辰夫君	山田 庄平君
第五区選出	岡田 春大君	島田 順郎君	第一区選出	中川 一郎君	塙田 三郎君
第六区選出	岡田 利春君	北村 義和君	第二区選出	岡田 貴六君	渡辺 省一君
第七区選出	田名部国省君	田澤 吉郎君	第三区選出	津島 雄二君	福島県
第八区選出	玉沢徳一郎君	守男君	第四区選出	伊東 正義君	第一区選出
第九区選出	工藤 巍君	黎一君	第五区選出	八田 貞義君	鹿野 道彦君
第十区選出	戸田 素夫君	木村 守男君	第六区選出	渡部 行雄君	近藤 鉄雄君
第一区選出	鈴木 善幸君	竹内 肇君	第七区選出	齋藤 邦吉君	阿部 紘一君
第二区選出	小野 信一君	木村 守男君	第八区選出	中山 利生君	塙田 昭吾君
第三区選出	北山 愛郎君	志賀 稚君	第九区選出	狩野 明男君	山口 鹿男君
第四区選出	愛知 和男君	椎名 素夫君	第十区選出	渡部 恒三君	山口 赶夫君
第五区選出	伊藤宗一郎君	鷹見君	第一区選出	遠谷 直藏君	佐藤 誠君
第六区選出	武田 一夫君	志賀 稚君	第二区選出	天野 光晴君	近岡理一郎君
第七区選出	長谷川 峻君	戸田 菊雄君	第三区選出	石原健太郎君	渡辺 三郎君
第八区選出	菊池福治郎君	三塚 博君	第四区選出	栗山 明君	福島県
第九区選出	佐藤 敬治君	佐藤 敬治君	第五区選出	龜岡 高夫君	第一区選出
第十区選出	秋田県	秋田県	第六区選出	佐藤 誠君	鹿野 道彦君
第一区選出	日野 市朗君	日野 市朗君	第七区選出	佐藤 誠君	近藤 鉄雄君
第二区選出	内海 英男君	内海 英男君	第八区選出	佐藤 誠君	阿部 紘一君
第三区選出	佐々木義武君	佐々木義武君	第九区選出	佐藤 誠君	塙田 昭吾君
第四区選出	石田 博英君	石田 博英君	第十区選出	佐藤 誠君	山口 鹿男君
第五区選出	群馬県	群馬県	第一区選出	佐藤 誠君	塙田 昭吾君
第六区選出	利幸君	利幸君	第二区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第七区選出	稻村 利幸君	稻村 利幸君	第三区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第八区選出	武藤 山治君	武藤 山治君	第四区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第九区選出	吉浦 忠治君	吉浦 忠治君	第五区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第十区選出	石橋 一弥君	石橋 一弥君	第六区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第十一区選出	水野 清君	水野 清君	第七区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第十二区選出	小川 国彦君	小川 国彦君	第八区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第十三区選出	白井日出男君	白井日出男君	第九区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第十四区選出	船田 元君	船田 元君	第十区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第十五区選出	広瀬 秀吉君	広瀬 秀吉君	第十六区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第十六区選出	丹羽 雄哉君	丹羽 雄哉君	第十七区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第十七区選出	登坂重次郎君	登坂重次郎君	第十八区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第十八区選出	千葉県	千葉県	第十九区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第十九区選出	石橋 一弥君	石橋 一弥君	第二十区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第二十区選出	水野 清君	水野 清君	第二十一区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第二十一区選出	泰道 三八君	泰道 三八君	第二十二区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第二十二区選出	沢田 広君	沢田 広君	第二十三区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第二十三区選出	和田 一仁君	和田 一仁君	第二十四区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第二十四区選出	始閑 伊平君	始閑 伊平君	第二十五区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第二十五区選出	鳥居 一雄君	鳥居 一雄君	第二十六区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第二十六区選出	林 大幹君	林 大幹君	第二十七区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第二十七区選出	森 美秀君	森 美秀君	第二十八区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第二十八区選出	中村正三郎君	中村正三郎君	第二十九区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第二十九区選出	大幹君	大幹君	第三十区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君
第三十区選出	衛君	衛君	第三十一区選出	佐藤 誠君	佐藤 誠君

神奈川県	第一区選出 石川 要三君 山花 貞夫君 伊藤 公介君 岩佐 恵美君	第二区選出 伊藤 伊藤 茂君 小此木彦三郎君 伏木 和雄君 三浦 隆君	片岡 清一君 綿貫 民輔君 木間 章君 森 喜朗君 鳴崎 讓君	第一区選出 大石 千八君 佐野 嘉吉君 栗田 翠君 勝間田清一君 坂本三十次君	第一区選出 大石 千八君 千八君 佐野 嘉吉君 栗田 翠君 勝間田清一君 坂本三十次君	第一区選出 大石 千八君 千八君 佐野 嘉吉君 栗田 翠君 勝間田清一君 坂本三十次君	第一区選出 大石 千八君 千八君 佐野 嘉吉君 栗田 翠君 勝間田清一君 坂本三十次君
新潟県	第一区選出 小沢 辰男君 米田 東吾君 佐藤 隆君	第二区選出 大出 草野 平林 亀井 草野 善之君 平林 勝君 草野 威君 平林 剛君	第五区選出 河野 加藤 佐藤 一郎君 河野 洋平君 佐藤 一郎君 河野 善之君 佐藤 勝君	福井県 第一区選出 牧野 瓦 福田 力君 牧野 隆守君 福田 一君 牧野 信君 福田 一君	福井県 第一区選出 金丸 牧野 鈴木 中尾 金丸 強君 鈴木 信君 金丸 一君 鈴木 信君	福井県 第一区選出 坂本 福田 坂本 一君 坂本 隆守君 坂本 一君 坂本 一君 坂本 一君	福井県 第一区選出 坂本 瓦 坂本 一君 坂本 隆守君 坂本 一君 坂本 一君 坂本 一君
岐阜県	第一区選出 渡辺 佐藤 田中 小林 田中 小林	第二区選出 佐藤 隆君 角榮君 進君	第三区選出 近藤 河野 阿部 松沢 村山 桜井 近藤 元次君 阿部 俊昭君 村山 達雄君 近藤 新君	長野県 第一区選出 羽田 井出 羽田 仁政君 井出 太郎君 羽田 仁政君 羽田 仁政君 羽田 仁政君	長野県 第一区選出 金丸 井出 金丸 仁政君 金丸 仁政君 金丸 仁政君 金丸 仁政君 金丸 仁政君	長野県 第一区選出 坂本 金丸 坂本 仁政君 坂本 仁政君 坂本 仁政君 坂本 仁政君 坂本 仁政君	長野県 第一区選出 坂本 金丸 坂本 仁政君 坂本 仁政君 坂本 仁政君 坂本 仁政君 坂本 仁政君
静岡県	第一区選出 古屋 亨君 第一区選出 渡辺 佐藤 第一区選出 武藤 嘉文君 大野 明君 山本 幸一君	第二区選出 金子 金平君 橋 兼次郎君 第一区選出 金子 金平君 橋 兼次郎君 第一区選出 金子 金平君 橋 兼次郎君	第三区選出 清水 中村 串原 中村 清水 勇君 串原 義直君 中村 茂君	第四区選出 春日 横山 丹羽 利秋君 横山 一幸君 丹羽 利秋君 横山 一幸君 丹羽 利秋君			
京都府	第一区選出 元君 田村 第一区選出 元君 田村 第一区選出 元君 田村	第二区選出 藤波 孝生君 第一区選出 藤波 孝生君 第一区選出 藤波 孝生君	第三区選出 中山 湯川 沖本 寺前 中山 宏君 沖本 泰幸君 中山 正暉君 沖本 泰幸君				
滋賀県	第一区選出 春田 北川 第一区選出 春田 北川 第一区選出 春田 北川	第二区選出 北側 義一君 左藤 惠君 北側 義一君 左藤 惠君	第三区選出 木野 藤田 木野 藤田 木野 藤田 木野 藤田 木野 藤田 木野 藤田				
三重県	第一区選出 元君 田村 第一区選出 元君 田村 第一区選出 元君 田村	第二区選出 藤波 安藤 木村 豊彦君 木村 俊夫君 木村 俊夫君	第三区選出 上村 千一郎君 稻垣 実男君 上村 千一郎君 稻垣 実男君 上村 千一郎君 稻垣 実男君	第四区選出 木野 上田 木野 上田 木野 上田 木野 上田 木野 上田 木野 上田			
大阪府	第一区選出 西中 藤原ひろ子君 第一区選出 西中 藤原ひろ子君 第一区選出 西中 藤原ひろ子君	第二区選出 瀬崎 南生君 瀬崎 南生君 瀬崎 南生君	第三区選出 瀬崎 南生君 瀬崎 南生君 瀬崎 南生君	第三区選出 瀬崎 南生君 瀬崎 南生君 瀬崎 南生君	第三区選出 瀬崎 南生君 瀬崎 南生君 瀬崎 南生君	第三区選出 瀬崎 南生君 瀬崎 南生君 瀬崎 南生君	第三区選出 瀬崎 南生君 瀬崎 南生君 瀬崎 南生君
京都府	第一区選出 西田 八郎君 第一区選出 西田 八郎君 第一区選出 西田 八郎君	第二区選出 瀬崎 博義君 瀬崎 博義君 瀬崎 博義君	第三区選出 瀬崎 博義君 瀬崎 博義君 瀬崎 博義君	第三区選出 瀬崎 博義君 瀬崎 博義君 瀬崎 博義君	第三区選出 瀬崎 博義君 瀬崎 博義君 瀬崎 博義君	第三区選出 瀬崎 博義君 瀬崎 博義君 瀬崎 博義君	第三区選出 瀬崎 博義君 瀬崎 博義君 瀬崎 博義君
滋賀県	第一区選出 宇野 宗佑君 第一区選出 宇野 宗佑君 第一区選出 宇野 宗佑君	第二区選出 西田 八郎君 西田 八郎君 西田 八郎君	第三区選出 西田 八郎君 西田 八郎君 西田 八郎君	第三区選出 西田 八郎君 西田 八郎君 西田 八郎君	第三区選出 西田 八郎君 西田 八郎君 西田 八郎君	第三区選出 西田 八郎君 西田 八郎君 西田 八郎君	第三区選出 西田 八郎君 西田 八郎君 西田 八郎君
静岡県	第一区選出 田中伊三次君 第一区選出 田中伊三次君 第一区選出 田中伊三次君	第二区選出 藤原英一君 第二区選出 藤原英一君 第二区選出 藤原英一君	第三区選出 藤原英一君 第三区選出 藤原英一君 第三区選出 藤原英一君	第三区選出 藤原英一君 第三区選出 藤原英一君 第三区選出 藤原英一君	第三区選出 藤原英一君 第三区選出 藤原英一君 第三区選出 藤原英一君	第三区選出 藤原英一君 第三区選出 藤原英一君 第三区選出 藤原英一君	第三区選出 藤原英一君 第三区選出 藤原英一君 第三区選出 藤原英一君
京都府	第一区選出 角屋堅次郎君 第一区選出 角屋堅次郎君 第一区選出 角屋堅次郎君	第二区選出 山下 元利君 第二区選出 山下 元利君 第二区選出 山下 元利君	第三区選出 野口 幸一君 第三区選出 野口 幸一君 第三区選出 野口 幸一君				

昭和五十六年十一月二十一日 衆議院会議録第一号 召集に応じた議員の氏名

指定された議席

菅	直人君	幸代君	小沢	簾輪
青	和秋君	石原健太郎君	岩佐	小杉
山	隆君	渡辺	藤田	中馬
原	スミ君	貢君	恵美君	伊藤
健	弘毅君	公介君	スミ君	四ッ谷光子君
二郎	辻	第一君	藤原ひろ子君	甘利
君	安藤	正君	正君	依田
君	野間	正義君	慶君	栗田
君	大島	友一君	久君	小瀬
君	阿部	翠君	雅弘君	田島
君	中路	衛君	昭吾君	栗田
君	三浦	一弥君	敏夫君	小瀬
君	正森	孝之君	敏夫君	山口
君	部谷	成一君	一弥君	櫛崎
君	玉置	君	助君	弥之助君
君	山口			櫛崎
君	三谷			秀治君
君	浦井			博義君
君	瀬崎			洋君
君	寺前			耀君
君	山原健二郎君			
君	小林政子君			
君	丘君			
君	洋平君			

七六七五七四七三八〇八一八二八三八四八五八六八七八八八九九〇九一九二九三九四九五九六九七九八九九一〇一〇二〇一〇三〇一〇四〇一〇五〇一〇六〇一〇七〇一〇八〇一〇九〇一〇九〇一〇九〇

野口 中野 西村 米沢 長田 烏居 西田 渡部 後藤 市川
佐々木良作君 章三郎君 寛成君 幸一君 隆君
春日 中村 士井 有島 上原 冈本 大橋 沖本 稲富 竹本 塚本 永末 竹内 北側 鈴切 福岡 田中 渡辺 小沢 和田 田中 渡辺 斎藤 坂井 西中 上田 西中 渡辺 喜多君
正雄君 一幸君 たか子君 正雄君 重武君 富夫君 敏雄君 三郎君 孫一君 猛君 耕作君 武三君 三郎君 義登君 義一君 康雄君 人君
泰幸君 猛君 英一君 君君 耕作君 三郎君 一幸君 佐々木良作君

一五〇 四八一 四七一 四六一 四五一 四四一 四三一 四二一 四一一

伏木	石田幸四郎君	岡田利春君	藤田高敏君	大久保直彦君	矢野正木	渡部久保	細谷竹入	糸井久保	井岡絢也君	小林義勝君	橋本良明君	一郎君	等君	絢也君	和琴君	太郎君	山田	大野	伏木	山田	大野	
井上	國彦君	市朗君	弘君	三三君	恒利君	義君	泰二君	貞夫君	剛君	佐藤一郎君	木間幸男君	川崎二郎君	松本幸男君	城地義司君	五十嵐庄三君	小野信一君	近岡理一郎君	梅野恒利君	大島浜野	田中水田	日野上田	山花
小川	成君									小林恒人君	木間幸男君	川崎二郎君	松本幸男君	城地義司君	五十嵐庄三君	小野信一君	近岡理一郎君	梅野恒利君	大島浜野	田中水田	日野上田	山花
井上										佐藤一郎君	木間幸男君	川崎二郎君	松本幸男君	城地義司君	五十嵐庄三君	小野信一君	近岡理一郎君	梅野恒利君	大島浜野	田中水田	日野上田	山花
										章君	幸男君	義司君	庄三君	信一君	庄三君	幸男君	一郎君	恒利君	大島	田中	日野	小川

昭和五十六年十二月二十一日 宰議院会議録第一号 指定された議題

昭和五十六年十一月二十一日 衆議院会議録第一号 指定された議席

三七六	石田 博英君	四〇四	片岡 清一君
三七八	江崎 真澄君	四〇五	中島源太郎君
三七九	早川 崇君	四〇六	後藤田正晴君
三八〇	小坂善太郎君	四〇七	森 喜朗君
三八一	福田 起夫君	四一〇	木部 佳昭君
三八二	太田 誠一君	四一	山本 幸雄君
三八三	野上 徹君	四一二	左藤 恵君
三八四	白井日出男君	四二	稻村 利幸君
三八五	柳沢 伯夫君	四二三	近藤 鉄雄君
三八六	龜井 善之君	四二四	中山 正彌君
三八七	田名部匡省君	四二五	野中 英二君
三八八	狩野 明男君	四二六	藤本 孝雄君
三八九	保利 耕輔君	四二七	藤尾 正行君
三九〇	鳩山 邦夫君	四二八	栗原 祐幸君
三九一	吹田 榮君	四二九	三原 朝雄君
三九二	中村正三郎君	四三〇	藤尾 宗佑君
三九三	近藤 元次君	四三一	小沢 辰男君
三九四	岸田 文武君	四三二	瀧谷 直藏君
三九五	友納 武人君	四三三	宇野 宗祐君
三九六	渡辺 省一君	四三四	細田 吉蔵君
三九七	与謝野 銘君	四三五	上村千一郎君
三九八	中西 啓介君	四三六	久保田円次君
三九九	島村 宜伸君	四三七	四六一 井出一太郎君
四〇〇	大原 一三君	四三八	四六二 森田 一君
四〇一	小泉純一郎君	四三九	四六三 桜井 新君
四〇二	有馬 元治君	四四〇	四六四 植竹 繁雄君
四〇三	渡辺 純三君	四四一	四六五 奥田 幹生君
四〇四		四四二	四六六 熊川 次男君
四〇五		四四三	四六七 北口 博君
四〇六		四四四	四六八 椎名 素夫君
四〇七		四四五	四六九 田原 隆君
四〇八		四四六	四七〇 池田 淳君
四〇九		四四七	四七一 村岡 遼君
四一〇		四四八	四七二 村岡 兼造君
四一一		四四九	四七三 山崎武三郎君
四一二		四五〇	四七四 鹿野 道彦君
四一二		四五一	四七五 玉沢徳一郎君
四一三		四五二	四七六 中村 靖君
四一四		四五三	四七七 村岡 遼君
四一五		四五四	四七八 原田昇左右君
四一六		四五五	四八一 水平 豊彦君
四一七		四五六	四八二 柿澤 弘治君
四一八		四五七	四八三 原田昇左右君
四一九		四五八	四八四 堀之内久男君
四二〇		四五九	四八五 四八六 石川 要三君
海部 奥野 誠亮君	鯨岡 兵輔君	五〇一	菊池福治郎君
灘尾 弘吉君	赤城 宗徳君	五〇二	
灘尾 弘吉君	長谷川四郎君	五〇三	
		五〇四	
		五〇五	
		五〇六	
		五〇七	
		五〇八	
		五〇九	
		五一〇	

昭和五十六年十二月二十一日 衆議院会議録第一号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

右
国会に提出する。
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案

四八八	佐藤 孝行君
四八九	山崎 平八郎君
四九〇	越智 伊平君
四九一	野田 誠君
四九二	青木 正久君
四九三	中山 利生君
四九四	福島 譲二君
四九五	大石 千八君
四九六	山崎 拓君
四九七	松野 順三君
四九八	佐藤 守良君
四九九	齊藤滋与史君
五〇〇	村田敬次郎君
五〇一	佐藤 一郎君
五〇二	山下 德夫君
五〇三	池田 行彦君
五〇四	林 義郎君
五〇五	田中 角榮君
五〇六	田中伊三次君
五〇七	菅波 茂君
五〇八	古屋 亨君
五〇九	武藤 嘉文君
五一〇	塙谷 一夫君
五一一	木村武千代君

昭和五十六年十二月二十一日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

一般職の職員の給与に関する法律の一部を
改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五
年法律第九十五号)の一部を次のようにより改
正する。

第十条の三第一項第一号中「十九万五千円」を
「二十万五千円」に改め、同項第二号中「三万八千
円」を「三万九千五百円」に改める。

第十二条の三第三項中「一万千円」を「一万二千円」
に、「七千五百円」を「八千円」に改める。

第十二条の三第二項第一号、第十二条の四及び
第十二条の五中「百分の八」を「百分の九」に改め
る。

第十二条の七第一項第一号中「七千円」を「九千
円」に改め、同条第二項第一号中「一万四千五百
円」を「一万六千五百円」に、「七千円」を「九千円」
に、「五千五百円」を「六千五百円」に改める。

第十二条第二項第一号及び第三号中「一万六千
円」を「一万七千円」に改める。

第十三条の四第三項中「百分の八をこえない」を
「百分の九を超えない」に改める。

第二十二条第一項中「二万一千二百円」を「二万二
千三百円」に改める。

附則に次の二項を加える。

16 人事院は、昭和六十一年十二月三十日まで
に第十三条の四に規定する筑波研究学園都市移
転手当の改廃に関する措置を国会及び内閣に同
時に勧告するものとする。

別表第一から別表第八までを次のように改め
る。

別表第一から別表第八までを次のように改め
る。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
号俸	俸給月額							
1	296,600	230,200	—	—	—	118,900	101,900	—
2	309,100	239,800	204,800	173,600	145,300	125,000	106,900	83,400
3	321,600	249,500	212,700	180,900	151,800	131,100	112,600	85,900
4	334,100	259,200	220,700	188,400	158,400	137,300	118,800	88,700
5	346,600	269,200	228,700	195,900	165,300	143,700	124,500	91,500
6	359,000	279,200	237,000	203,400	172,400	149,800	129,200	94,700
7	371,400	289,200	245,300	210,900	179,400	155,800	133,800	98,200
8	383,700	298,900	253,600	218,500	186,300	161,800	138,300	101,900
9	396,000	308,600	262,000	226,100	193,100	166,800	142,400	105,400
10	408,100	318,000	270,200	233,800	199,700	171,800	146,100	108,700
11	417,500	327,200	278,400	241,600	206,200	176,700	149,700	111,600
12	423,600	336,100	286,600	249,500	212,700	181,600	153,200	114,200
13	429,700	343,900	294,700	257,400	219,100	186,400	156,700	116,800
14	435,800	350,000	302,400	265,100	225,200	190,700	159,400	119,000
15	440,100	356,100	309,900	272,100	231,100	194,800	162,100	121,200
16		360,400	316,000	278,900	236,500	198,900	164,700	123,300
17			321,700	284,400	241,700	202,600	167,200	124,900
18			325,600	289,400	245,600	205,700	169,600	127,600
19			329,400	293,000	248,900	208,700	171,600	130,300
20			333,200	296,600	252,000	211,000		
21				300,200	254,500	213,800		
22				303,800	256,900	215,500		
23					259,300	217,700		
24					261,700	219,900		
25					264,100			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

昭和五十六年十二月二十一日 衆議院会議録第一号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

□ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		169,900	143,600	117,700	104,000	84,100
2		175,600	148,700	122,800	108,500	86,600
3		181,300	154,000	127,900	113,000	89,500
4		187,100	159,300	133,200	117,700	92,400
5		193,300	164,600	138,400	122,300	95,700
6		199,500	169,900	143,600	126,900	99,500
7		206,000	175,200	148,400	131,400	104,000
8		212,700	180,600	153,200	135,800	108,500
9		219,300	185,800	158,000	140,100	112,900
10		225,800	190,500	162,800	144,400	117,300
11		232,300	195,200	167,000	148,700	121,500
12		238,800	199,900	171,200	152,700	125,600
13		245,200	204,500	175,400	156,700	129,300
14		251,500	209,100	179,600	160,500	132,800
15		257,000	213,600	183,700	164,100	135,900
16		262,500	218,100	187,700	167,400	138,600
17		267,900	222,400	191,700	170,600	141,200
18		273,200	226,700	195,700	173,700	143,700
19		278,000	230,900	199,600	176,700	146,200
20		282,500	234,900	203,000	179,100	148,500
21		286,500	238,700	205,800	181,100	150,500
22		290,500	242,400	208,100	183,100	152,400
23		294,500	245,700	210,400	185,100	154,300
24		297,700	249,000	212,400	187,000	156,200
25			251,400	214,400	188,900	158,000
26				216,400		
27				218,400		
28						
29						

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 稅務職俸給表(第六条関係)

職務の等級 号	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸	俸給月額							
1		309,300	259,200						
2		319,100	269,200	242,800	226,500	195,800	165,800	143,300	121,400
3		329,000	279,200	251,000	234,600	203,000	172,900	149,800	127,400
4		338,900	289,200	259,200	242,800	210,300	180,100	156,100	133,700
5		348,900	298,900	268,000	251,000	218,400	187,300	162,400	138,900
6		359,000	308,600	276,500	259,200	226,500	194,500	168,300	143,100
7		371,400	317,900	285,000	267,700	234,600	201,700	174,100	146,900
8		383,700	326,400	293,400	276,200	242,800	208,900	179,000	150,100
9		396,000	334,800	301,800	284,700	250,900	215,700	183,800	153,300
10		408,100	343,000	310,200	293,100	259,000	222,500	188,400	156,500
11		417,500	351,100	318,500	301,500	267,100	229,200	192,900	159,700
12		423,600	359,200	326,700	309,800	275,200	235,800	197,400	162,700
13		429,700	367,200	334,700	318,000	283,300	242,400	201,400	165,700
14		435,300	375,200	342,700	326,100	291,300	247,100	205,100	168,500
15		440,100	383,000	350,600	334,000	299,300	251,200	208,200	170,600
16			390,400	358,100	341,200	307,200	255,300	211,300	
17			394,800	365,500	347,400	312,600	259,200	213,500	
18				369,600	351,300	317,800	262,300		
19				373,700	355,100	322,600	265,300		
20					358,900	326,200	267,700		
21						329,800	270,100		
22						333,400			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徵収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号俸	俸給月額								
1	309,300	259,200	—	—	—	—	117,900	104,400	—
2	319,100	269,200	242,800	226,500	195,800	152,100	124,700	108,400	96,400
3	329,000	279,200	251,000	234,600	203,000	159,100	131,500	112,500	100,200
4	338,900	289,200	259,200	242,800	210,300	166,200	138,400	117,600	104,200
5	348,900	298,900	268,000	251,000	218,400	173,300	145,300	124,200	108,200
6	359,000	308,600	276,500	259,200	226,500	180,600	151,700	130,800	112,300
7	371,400	317,900	285,000	267,700	234,600	187,900	158,100	137,400	117,300
8	383,700	326,400	293,400	276,200	242,800	195,200	164,400	143,900	123,500
9	396,000	334,800	301,800	284,700	250,900	202,300	170,700	149,300	129,900
10	408,100	343,000	310,200	293,100	259,000	209,500	177,000	155,700	136,300
11	417,500	351,100	318,500	301,500	267,100	216,400	183,300	161,300	142,700
12	423,600	359,200	326,700	309,800	275,200	223,200	189,600	167,900	148,500
13	429,700	367,200	334,700	318,000	283,300	230,000	195,800	174,100	154,300
14	435,300	375,200	342,700	326,100	291,300	236,600	201,900	180,300	160,400
15	440,100	383,000	350,600	334,000	299,300	243,100	207,900	186,400	166,400
16	—	390,400	358,100	341,200	307,200	249,400	213,900	192,400	172,400
17	—	394,800	365,500	347,400	312,600	255,700	219,900	198,100	178,400
18	—	—	—	369,600	351,300	317,800	262,000	226,000	203,600
19	—	—	—	373,700	355,100	322,600	268,300	232,300	209,100
20	—	—	—	—	358,900	326,200	274,100	238,600	214,600
21	—	—	—	—	—	329,800	279,600	244,900	220,100
22	—	—	—	—	—	333,400	285,100	251,200	225,600
23	—	—	—	—	—	337,000	290,500	257,500	231,100
24	—	—	—	—	—	—	295,400	263,300	236,600
25	—	—	—	—	—	—	298,600	268,800	242,100
26	—	—	—	—	—	—	301,600	274,300	247,600
27	—	—	—	—	—	—	304,600	279,700	252,700
28	—	—	—	—	—	—	307,600	284,600	257,800
29	—	—	—	—	—	—	310,600	287,800	262,200
30	—	—	—	—	—	—	—	290,800	266,500
31	—	—	—	—	—	—	—	293,800	270,700
32	—	—	—	—	—	—	—	296,700	273,400
33	—	—	—	—	—	—	—	299,600	276,100
34	—	—	—	—	—	—	—	—	255,500
	—	—	—	—	—	—	—	—	258,100

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号俸	俸給月額								
1	309,300	259,200	—	—	—	—	136,800	115,500	—
2	319,100	269,200	242,800	226,500	195,800	165,800	143,300	121,400	92,400
3	329,000	279,200	251,000	234,600	203,000	172,900	149,800	127,400	95,900
4	338,900	289,200	259,200	242,800	210,300	180,100	156,100	133,700	99,900
5	348,900	298,900	268,000	251,000	218,400	187,300	162,400	138,900	104,500
6	359,000	308,600	276,500	259,200	226,500	194,500	168,300	143,700	109,200
7	371,400	317,900	285,000	267,700	234,600	201,700	174,100	148,400	114,100
8	383,700	326,400	293,400	276,200	242,800	208,900	179,300	153,000	118,400
9	396,000	334,800	301,800	284,700	250,900	215,700	184,500	157,400	122,500
10	408,100	343,000	310,200	293,100	259,000	222,500	189,600	161,600	126,200
11	417,500	351,100	318,500	301,500	267,100	229,200	194,600	165,800	129,800
12	423,600	359,200	326,700	309,800	275,200	235,800	199,400	170,000	133,400
13	429,700	367,200	334,700	318,000	283,300	242,400	204,200	174,200	136,900
14	435,300	375,200	342,700	326,100	291,300	247,900	208,900	178,400	140,300
15	440,100	383,000	350,600	334,000	299,300	252,700	213,600	182,200	143,600
16	—	390,400	358,100	341,200	307,200	257,300	217,600	185,900	146,900
17	—	394,800	365,500	347,400	312,600	261,700	221,600	189,100	150,100
18	—	—	369,600	351,300	317,800	265,000	225,100	192,300	153,000
19	—	—	373,700	355,100	322,600	268,000	228,200	194,400	155,800
20	—	—	—	358,900	326,200	270,500	230,400	—	158,500
21	—	—	—	—	329,800	272,900	232,600	—	161,100
22	—	—	—	—	333,400	275,300	234,800	—	163,100
23	—	—	—	—	—	—	237,000	—	—

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 備	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	296,200	243,000	198,700	164,800	127,400	—
2	307,200	253,600	207,500	172,700	134,000	98,500
3	318,200	264,200	216,300	180,700	141,400	103,000
4	329,200	274,800	225,100	188,800	148,700	108,900
5	340,000	285,300	233,800	196,900	155,900	114,800
6	350,500	295,600	242,400	204,500	162,700	120,700
7	361,000	305,900	251,000	212,000	168,900	126,600
8	371,400	315,900	259,100	219,200	174,900	132,400
9	381,700	325,900	267,100	226,300	180,900	138,200
10	390,700	335,600	274,400	233,200	186,800	143,900
11	399,300	344,900	281,600	239,800	192,200	149,200
12	406,400	353,600	288,800	246,300	197,100	153,000
13	413,500	362,300	296,000	252,500	202,000	156,500
14	420,400	370,200	302,900	258,700	206,700	159,900
15	426,300	377,300	309,500	264,800	211,300	163,200
16	431,700	383,600	315,700	270,800	215,600	166,200
17	436,300	389,900	321,900	276,600	219,900	169,200
18		395,500	326,500	282,000	223,200	172,200
19		399,600	330,200	285,400		175,100
20			333,900	288,800		177,200
21			337,600			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 備	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	195,500	158,100	129,100	104,700	85,300
2	201,800	164,400	134,500	108,900	87,600
3	208,100	170,700	140,000	113,700	90,100
4	214,400	177,000	145,500	118,700	93,000
5	220,700	183,300	151,700	123,700	96,500
6	227,100	189,500	157,900	128,700	100,200
7	233,700	195,500	164,100	133,800	104,400
8	240,600	201,000	170,300	138,900	108,600
9	247,400	206,400	176,500	144,100	113,100
10	254,200	211,500	182,600	149,300	118,000
11	261,000	216,600	188,400	154,500	122,900
12	267,800	221,700	193,300	159,700	127,800
13	274,600	226,600	198,200	164,700	132,800
14	281,200	231,500	203,000	169,600	137,800
15	287,300	236,400	207,600	174,300	142,200
16	293,000	241,300	212,000	178,900	146,600
17	298,600	246,100	216,100	183,400	150,800
18	304,100	250,800	220,100	187,700	155,000
19	309,100	255,400	223,800	191,900	159,100
20	314,100	259,400	227,200	195,500	162,800
21	318,300	263,400	230,000	198,700	165,600
22	322,500	266,300	232,700	201,600	168,200
23	326,700	269,200	235,300	204,300	170,200
24	330,100	272,100	237,500	206,800	
25			239,700	208,900	
26			241,900		
27			244,100		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十六年十二月二十一日 衆議院会議録第一号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十六年十二月二十一日 衆議院会議録第一号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第五 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	165,600	120,600	98,100
2	—	193,000	173,100	128,000	102,400
3	248,100	201,700	180,700	135,500	107,000
4	257,600	210,400	188,400	143,000	112,700
5	267,100	219,100	196,400	150,500	118,500
6	276,600	227,900	204,500	158,000	124,900
7	286,100	236,700	212,700	165,500	131,300
8	295,600	245,600	220,800	173,000	138,200
9	305,100	254,500	228,900	180,500	145,100
10	314,700	263,100	236,800	188,000	152,100
11	324,300	271,700	244,600	195,500	159,100
12	333,900	279,900	252,400	202,800	165,700
13	343,500	287,300	260,200	210,000	172,100
14	353,200	294,500	267,800	216,200	178,000
15	362,900	301,600	274,900	222,400	183,700
16	372,600	308,500	282,000	228,000	189,200
17	382,300	315,200	289,000	233,500	194,400
18	391,800	321,900	295,700	238,900	199,500
19	399,900	328,600	302,400	244,300	204,600
20	408,200	335,100	309,100	249,600	209,500
21	416,500	341,000	315,500	254,800	214,100
22	424,400	346,900	321,800	260,000	218,700
23	431,500	352,800	327,600	264,900	223,200
24	437,000	358,200	332,900	289,700	227,500
25	441,800	363,600	336,800	274,300	230,900
26	446,600	368,400	340,000	278,500	234,200
27			371,900	281,700	237,500
28				284,800	240,800
29				287,800	243,300
30					245,700

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 備	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	288,500	—	108,000	—
2	296,800	212,300	113,300	90,900
3	305,100	220,100	119,800	94,200
4	313,400	227,900	126,400	98,000
5	321,700	235,700	132,900	101,900
6	330,000	243,500	139,400	106,500
7	338,300	251,400	145,900	111,700
8	346,600	259,300	152,300	117,500
9	354,900	267,200	158,700	123,600
10	363,000	275,100	165,100	129,900
11	370,700	282,900	171,600	136,200
12	378,100	290,700	178,400	142,300
13	385,200	298,400	185,800	148,400
14	392,200	306,000	193,400	154,400
15	396,800	313,400	201,100	160,400
16		320,800	208,800	166,400
17		328,200	216,400	172,400
18		335,600	223,900	178,400
19		342,900	231,300	184,400
20		350,100	238,800	190,200
21		356,600	246,300	195,400
22		363,100	253,700	200,500
23		369,400	261,100	205,300
24		375,700	268,500	210,000
25		379,900	275,800	214,500
26			282,400	219,000
27			288,900	223,500
28			295,400	227,700
29			301,900	231,600
30			308,300	235,400
31			313,900	238,500
32			319,300	241,600
33			323,900	244,600
34			328,100	247,400
35			332,200	249,600
36			336,200	
37			339,200	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 備	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	285,700	—	98,000	—
2	293,000	180,800	103,000	90,900
3	300,300	188,700	103,000	94,200
4	307,700	196,600	113,300	98,000
5	315,100	204,500	119,800	101,900
6	322,300	212,300	126,400	106,500
7	329,500	220,100	132,900	111,700
8	336,600	227,900	139,400	117,500
9	343,100	235,700	145,900	123,600
10	349,600	243,500	152,300	129,800
11	355,400	251,300	158,700	136,000
12	361,200	259,000	165,100	141,900
13	366,000	266,100	171,600	147,700
14	370,800	273,100	178,400	153,300
15	374,900	280,100	185,800	158,900
16	286,900	—	193,400	164,300
17	293,700	—	201,100	169,600
18	300,400	—	208,800	174,800
19	307,100	—	216,400	179,900
20	313,700	—	223,900	184,900
21	320,300	—	231,300	189,600
22	326,400	—	238,700	193,900
23	332,100	—	246,100	198,200
24	337,200	—	253,400	202,100
25	341,600	—	260,100	205,700
26	345,300	—	266,600	208,700
27	348,300	—	273,100	211,700
28	351,300	—	279,100	214,300
29	354,300	—	284,900	216,600
30		—	290,500	218,800
31		—	295,900	220,900
32		—	301,300	—
33		—	306,000	—
34		—	310,700	—
35		—	314,900	—
36		—	318,600	—
37		—	322,300	—
38		—	326,000	—
39		—	328,600	—

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十六年十一月二十一日 衆議院会議録第一号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十六年十二月二十一日 衆議院会議録第一号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	324,200	—	165,600	129,000	101,900
2	333,800	210,400	173,100	136,100	107,900
3	343,400	219,100	180,700	143,300	114,100
4	353,100	227,900	188,400	150,700	120,600
5	362,800	236,700	196,400	158,100	127,200
6	372,500	245,600	204,500	165,500	134,000
7	382,200	254,500	212,800	173,000	140,800
8	391,600	263,100	221,200	180,500	147,600
9	399,900	271,700	229,800	188,000	154,500
10	408,200	279,900	238,700	195,500	161,300
11	416,500	287,800	247,600	203,100	167,900
12	424,400	295,600	256,200	210,900	174,300
13	431,500	305,100	264,800	218,700	180,700
14	437,100	314,700	272,900	226,500	186,700
15	441,900	324,300	280,800	234,300	192,700
16	446,700	333,900	288,400	242,000	198,300
17		343,500	295,900	249,200	203,700
18		353,200	303,200	256,200	209,100
19		362,900	310,200	263,200	214,000
20		372,600	316,900	270,000	218,900
21		381,100	323,600	276,800	223,500
22		386,700	330,200	283,400	228,000
23		392,200	336,100	290,000	232,500
24		397,700	341,900	296,500	236,600
25		408,200	347,300	302,900	240,500
26		408,300	352,300	309,100	244,200
27		412,600	357,300	315,300	247,100
28		416,900	360,800	321,000	250,000
29				326,600	
30				331,600	
31				336,500	
32				341,200	
33				344,500	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	106,400	91,700	—
2	—	—	111,900	95,100	83,500
3	—	—	118,700	99,300	86,000
4	238,500	171,400	125,500	103,800	88,800
5	248,100	179,600	132,300	108,500	91,700
6	257,900	187,800	139,100	114,500	95,000
7	267,900	196,100	146,000	120,700	99,000
8	277,900	204,300	152,900	127,000	103,100
9	288,500	212,500	160,000	133,400	106,500
10	299,300	220,700	167,000	139,900	109,800
11	310,100	228,900	174,000	146,200	112,700
12	320,900	236,800	181,000	152,500	115,600
13	331,600	244,700	187,900	158,800	118,400
14	342,300	251,700	194,500	165,000	120,800
15	352,900	258,700	201,000	170,700	123,200
16	363,800	265,400	207,400	175,800	125,500
17	373,700	271,300	213,200	180,700	127,200
18	384,100	276,700	219,000	185,600	
19	394,500	282,100	224,700	190,300	
20	404,700	287,500	230,400	195,000	
21	413,400	292,800	236,100	199,600	
22	420,100	298,100	241,800	203,700	
23	425,900	302,900	247,500	207,100	
24	430,900	307,700	251,900	210,500	
25	435,900	312,000	256,300	213,200	
26	440,100	316,300	259,500	215,700	
27		319,800	262,700		
28			265,900		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十六年十二月二十一日 衆議院会議録第一号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一一六

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	301,100	231,200	—	138,300
2	311,000	241,300	201,600	146,500
3	320,900	251,400	211,400	154,800
4	330,700	261,500	221,300	163,200
5	340,400	271,400	231,200	172,800
6	349,800	281,300	241,200	182,400
7	359,100	291,200	251,200	192,000
8	368,000	301,100	261,200	201,600
9	376,900	311,000	271,000	211,200
10	385,800	320,900	280,800	220,700
11	394,700	330,700	290,600	230,000
12	403,600	339,800	298,900	237,800
13	412,500	348,700	307,200	245,400
14	421,400	357,500	315,000	252,800
15	429,200	366,300	322,800	260,100
16	436,900	374,900	330,500	267,400
17	443,600	383,000	338,100	274,600
18	449,300	391,100	345,600	281,800
19	454,100	399,200	353,000	288,300
20	458,900	405,500	358,900	292,700
21		411,800	364,800	297,000
22		416,100	370,100	300,100
23		420,400	373,800	
24			377,500	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	特 2 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	290,200	238,400	212,700	180,900	134,000	105,100	92,000	—
2	300,900	248,400	220,700	188,600	140,400	110,000	95,800	86,000
3	311,600	258,400	228,700	196,300	146,800	115,800	99,700	88,900
4	322,400	268,500	237,000	204,100	153,300	121,600	103,900	91,800
5	333,200	278,600	245,300	211,900	159,800	127,400	108,800	95,300
6	344,000	288,700	253,600	219,600	166,300	133,200	114,400	98,900
7	354,800	298,600	262,000	227,300	172,800	139,100	120,100	102,600
8	365,500	308,400	270,200	235,100	179,700	145,000	125,200	106,000
9	376,200	318,000	278,400	242,900	186,600	150,700	129,700	109,100
10	386,900	327,200	286,600	250,700	193,500	156,400	134,200	111,900
11	398,300	336,100	294,700	258,500	200,200	162,100	138,500	114,400
12	398,900	343,900	302,400	266,000	206,600	167,200	142,500	116,900
13	404,500	350,000	309,900	272,900	213,000	172,200	146,300	118,500
14	409,700	356,100	316,000	279,600	219,300	177,200	149,900	
15	414,900	362,200	321,700	285,100	225,500	182,200	153,400	
16	419,400	366,500	325,600	290,400	231,400	187,000	156,900	
17			329,400	295,200	237,200	191,400	159,600	
18				299,900	242,700	195,500	162,300	
19				303,500	246,800	199,600	164,800	
20				307,100	250,300	203,300	166,800	
21					253,600	206,300		
22					256,100	208,600		
23					258,600	210,900		
24					261,000	213,100		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 倍	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	208,400	162,700	139,300	103,700	90,300
2	215,800	168,900	144,800	108,400	92,600
3	223,400	175,200	150,500	113,300	96,900
4	231,000	181,600	156,300	118,500	100,300
5	238,800	188,100	162,200	123,700	103,700
6	247,000	194,800	168,100	128,900	108,400
7	255,100	201,400	173,900	134,000	113,200
8	263,100	208,000	179,700	139,100	118,300
9	271,100	214,500	185,500	144,100	123,500
10	279,100	220,900	191,300	149,100	128,500
11	287,000	227,200	197,100	154,100	133,400
12	294,900	233,500	202,900	159,000	138,300
13	302,600	239,800	208,700	163,900	142,900
14	310,000	246,100	214,500	168,600	147,500
15	317,400	252,400	220,300	173,300	152,000
16	324,200	258,700	225,900	178,000	156,400
17	330,900	265,000	231,500	182,700	160,800
18	337,100	271,200	237,000	187,300	165,000
19	342,900	277,400	242,500	191,800	169,200
20	346,700	283,400	247,700	196,200	173,300
21	350,400	288,700	252,900	200,600	177,400
22	354,100	292,700	258,000	205,000	181,500
23		296,700	262,100	209,400	185,300
24		300,700	266,000	213,800	188,500
25		303,900	269,700	218,200	191,700
26		307,100	272,700	222,600	194,700
27		309,800	275,700	226,500	197,600
28			278,200	230,400	200,500
29				234,000	202,700
30				236,400	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表(第六条関係)

号 倍	俸 給 月 額
1	404,000
2	445,000
3	496,000
4	548,000
5	591,000
6	636,000
7	691,000
8	745,000
9	798,000
10	850,000
11	900,000
12	920,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則に適用する。

- 3 (施行期日等)
 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の三第二項第一号、第十一条の四及び第十一条の五の改正規定、第十三条の四第三項の改正規定、第二十二条第一項の改正規定並びに別表第一から別表第八までの改正規定(別表第八に係る部分に限る。)は、昭和五十七年四月一日から施行する。
 2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。
- 3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間(以下「調整期間」という。)において、職員が俸給月額の百分の二十以上の割合による俸給の特別調整額を受けるべき官職を占める職員(以下「管理職員」という。)である期間(当該俸給の特別調整額を支給されない期間を含む。以下「管理職員である期間」という。)に係る当該職員に支払う俸給及び扶養手当(これら給与の月額が他の手当(期末手当及び勤勉手当)と同一のものに適用される場合)の額を算定する場合における手当を除く。)の算定の基礎となる場合における当該他の手当を含む。並びに初任給調整手当の額は、改正後の法の規定及び前項の規定にかかる第五項から第七項までの規定の適用を受ける場合その他人事院が定める場合にあっては、これら規定を適用して決定された号俸又は俸給につき附則第五項から第七項までの規定の適用を受ける場合にこの法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額)とする。

4 調整期間において、管理職員である期間のある職員のその管理職員である期間における住居手当及び通勤手当については、改正後の法の規定及び附則第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の管理職員である期間のある職員(この法律の施行の際改正前の法第十一条の七の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当(以下「経過的住居手当」という。)を支給することとされていた管理職員である職員のうち、改正後の法第十一条の七の規定による場合は住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による場合に住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員(以下この項目において「旧法有利職員」という。)を除く。)に係る当該管理職員である期間又は旧法有利職員が受けた経過的住居手当につき人事院規則で定めた事由が生じた後に住居手当の支給を受けこととなる場合における当該支給を受ける期間のうち、当該職員の住居手当が改正後の法第十一条の七の規定による場合は支給されないと定まる事項又は当該職員の住居手当の額が同様の規定による場合は改正前の法第十一条の七の規定による額に達しないこととなる期間における当該職員の住居手当については、この限り

昭和五十六年十二月二十日 神護院会議録第一号

歌謡の研究

西蜀王氏

において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

る改正後の法第十九条の三第二項の規定の適用については、同項中「において職員が受けけるべき

昭和五十六年四月一田〔以下「切替田」と〕

前二項の規定の適用については、職員が属して、職務の等級及びその者が受けて、之号

手当（改正後の法別表第一から別表第七までの俸給表の適用を受ける職員に対して支給するもの）。

員の切替日における長俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

又は傳給ノ額は 改正前の法又は昭和五十四年
改正法附則第七項及びこれらに基づく命令の規
定に従つて定められたものでなければならな
い。

のに随て、次項において同じく及び難免手当に関する改正後の法第十九条の三第一項及び第十九条の四第二項の規定の適用については、改正後の法第十九条の三第二項中「において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるの

期間」という。)において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなる。

切替期間において、改正前の法第十一條の七の規定により住居手当を支給されていた期間（管理職員である期間を除く。）のうちに、改正

は「における職員の号俸又は俸給月額につき」
般職の職員の給与に関する法律の一部を改正す
る法律（昭和五十六年法律第
号）の規定
（同法附則第一項ただし書に規定する改正規定
に準ずるものとして人事院が定める額（以
下「旧俸給月額」という。）による俸給の月額及び
その日において改正前の法の規定が適用される
とした場合に受けることとなる扶養手当の月

うち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は

給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十二条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間

を除く。)による改正前の一般職の職員の給与に
関する法律(以下「改正前の法」という)別表第
一から別表第七までの俸給表において定められ
た額その他これに準ずるものとして人事院が定
12 額」と、「俸給月額」とあるのは「旧俸給月額」と
する。
(管理職員の給与の特例等)
12 調整期間において、管理職員である期間のう

おいて、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。附則第

となる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の七及び附則第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一

ちに第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないこととなる期間のある職員には、その満たないこととなる期間、同号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額の月額の手当を支給する。

の定める職員の改正後の法の規定による当該員給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

こととされていた職員のうち、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の

第一款の四第二項に依りて受けるべき俸給の月額」とあるのは「における旧俸給月額による俸給の月額」と、「俸給月額」とあるのは「旧俸給月額」と、「において受けるべき奉合及び夫妻手当の月額」とあるのは「これするよりの俸給、特地勤務手当及び特地勤務手当に準する手当の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別手当額、周薪手当及び算式計算手当等

切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けたこととなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたもののとした場合との権衡上必要と認められる限度

額が改正前の法第十二条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和五十七年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間（管理職員である期間を除く。）の住居手当についても、同様とす

俸給及び扶養手当の月額」とあるのは「における旧俸給月額による俸給の月額及び基準日現在において改正前の法の規定が適用されるとした場合に受けるべきであった扶養手当の月額」とする。

の特別調整額、調整手当及び筑波研究学園都市移転手当の月額の合計額

二 当該職員が改正後の法の規定の適用を受けた場合に受けることとなる俸給 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額並びにその者の占める官職に係る俸給の特

の特別調整額、調整手当及び筑波研究学園都市移転手当の月額の合計額

の特別調整額、調整手当及び筑波研究学園都市移転手当の月額の合計額

勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額並びにその者の占める官職に係る俸給の特

月額一万六千五百円を超える家賃を支払っている職員にあつてはその超える額の二分の一を六千五百円(現行五千五百円)を限度として七千五百円に加算した額に引き上げること。

5 通勤手当について、交通機関等利用者に対する全額支給の限度額を月額一万七千円(現行一万六千円)に引き上げること。

6 非常勤の委員等に支給する手当について、支給限度額を日額二万二千三百円(現行二万二千二百円)に引き上げること。

7 筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置についての人事院の勧告の期限を、昭和六十一年十一月三十日までとすること。

(三) その他

1 百分の二十以上の割合による俸給の特別調整額を受けるべき官職を占める職員(管理職員)の給与については、非管理職員との権衡上、所要の保障措置を講ずること。
2 国家公務員災害補償法及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の規定の適用については、暫定措置を講ずること。
以上のほか、俸給表の改正に伴う所要の切替措置等について規定している。

二 議案の可決理由

本案は、昭和五十六年八月七日付けの給与に関する人事院勧告の趣旨並びに現下の財政事情に改める。

等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約九百九十一億円である。

右報告する。

昭和五十六年十一月二十一日

内閣委員長 石井 一
衆議院議長 福田 一殿

第九条中「二万一千二百円」を「一万一千三百円」に改める。

附則第三項

内閣総理大臣及び国務大臣に支給する調整手当の月額に関する第七条の二の規定の適用については、当分の間、同条の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律第十二条の三第二項第一号中「百分の九」とあるのは、「百分の八」とする。

附則第四項から第六項までを削る。

別表第一の俸給月額の欄中「一、〇三〇、〇〇〇円」を「一、〇八〇、〇〇〇円」、「八八〇、〇〇〇円」を「九一〇、〇〇〇円」、「八七〇、〇〇〇円」を「九一〇、〇〇〇円」、「八五五、〇〇〇円」を「九〇〇、〇〇〇円」、「七五八、〇〇〇円」を「七八八、〇〇〇円」に改める。

別表第一の俸給月額の欄中「一、〇三〇、〇〇〇円」を「一、〇八〇、〇〇〇円」、「八七〇、〇〇〇円」を「九一〇、〇〇〇円」、「八五五、〇〇〇円」を「九〇〇、〇〇〇円」、「七五八、〇〇〇円」を「七八八、〇〇〇円」に改める。

別表第一の俸給月額の欄中「一、〇三〇、〇〇〇円」を「一、〇八〇、〇〇〇円」、「八七〇、〇〇〇円」を「九一〇、〇〇〇円」、「八五五、〇〇〇円」を「九〇〇、〇〇〇円」、「七五八、〇〇〇円」を「七八八、〇〇〇円」に改める。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員についてもその俸給月額の改定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりで

「一一五、五〇〇円」に、「一八四、五〇〇円」を「一九四、五〇〇円」に、「一六九、〇〇〇円」を「一七八、五〇〇円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項、同条第三項、第四条第二項、第九条、附則第三項、別表第一の俸給月額の欄及び別表第二の俸給月額の欄の改正規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)別表第三の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

3 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

第三条第一項中「八十八万円」を「九十二万円」に改め、同条第三項中「五十六万一千円」を「五十九万円」に改める。

別表第二の俸給月額の欄中「三四七、〇〇〇円」を「三六四、五〇〇円」、「三一七、〇〇〇円」を「三〇一、〇〇〇円」、「一八七、〇〇〇円」を「一七〇、五〇〇円」に、「一五七、〇〇〇円」を「一四〇、五〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「二四一、〇〇〇円」に、「一〇四、五〇〇円」を

ある。

1 内閣総理大臣等の俸給月額については、内閣総理大臣(現行百五十五万円)及び国務大臣等(現行百十三万円)は据え置き、内閣法制局长官等は百三万円から百八万円に、政務次官長官等は百三万円から百八万円に、政務次官

以下の職員は、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、八十八万円ないし七十五万八千円から九十二万円ないし七十九万八千円にそれぞれ引き上げること。

2 大使及び公使の俸給月額については、国務

大臣と同額の俸給を受ける大使の俸給月額は据え置き、大使五号俸は百三万円から百八万円に、大使及び公使の四号俸以下は、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、八十七万円ないし五十六万二千円から九十一万円ないし五十九万円にそれぞれ引き上げること。

3 秘書官の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ、三十四万七千円(八号俸)ないし十六万九千円(一号俸)から三十六万四千五百円(八号俸)ないし十七万八千五百円(一号俸)に引き上げること。

4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を、日額三万六千九百円から三万九千二百円に引き上げること。

5 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を、日額二万三千二百円から二万二千三百円に引き上げること。

6 内閣総理大臣及び国務大臣に支給する調整手当の月額に関する規定については、当分の間、その例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律の規定中「百分の

九」とあるのは、「百分の八」とすること。

7 以上の改定等の措置のうち、秘書官の俸給月額の改定は、昭和五十六年四月一日から、その他の改定は昭和五十七年四月一日から実施すること。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約二千万円である。

右報告する。

昭和五十六年十一月二十一日

内閣委員長 石井 一

衆議院議長 福田 一殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十六年十二月二十一日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

第一条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「五千四百五十円」を「五千

六百四十円」に改める。

第二十五条第二項中「五万三千五百円」を「五

万六千九百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条第一第六条関係)

号俸	指 定 職	職務の等級		1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
		俸給月額	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		404,000	1	326,300	253,300	159,900	159,900
2		445,000	2	340,000	263,800	225,400	167,000
3		496,000	3	353,800	274,500	234,000	174,300
4		548,000	4	367,600	285,200	242,800	181,900
5		591,000	5	381,300	296,200	251,600	191,000
6		636,000	6	395,000	307,200	260,700	199,000
7		691,000	7	408,600	318,200	269,800	207,200
8		745,000	8	422,200	328,900	279,000	215,400
9		798,000	9	435,700	339,500	288,300	223,700
10		850,000	10	449,000	349,900	297,300	232,000
11		900,000	11	459,200	360,000	306,300	240,400
			12	466,000	369,800	315,300	248,800
			13	472,700	378,400	324,200	257,200
			14	478,900	385,100	332,700	265,800
			15	484,200	391,800	341,000	274,500
			16		396,500	347,600	283,200
			17			358,900	291,700
			18			358,200	299,400
			19				306,800
			20				312,900
			21				318,400
			22				322,400

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

外 口 (軍)

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十九条の三関係)

号 俸 給 (+)	階 級 陸 海 空	將 將 海 空	陸 將 海 空	補 將 海 空	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	陸尉 海尉 空尉	准尉 准尉 准尉	陸尉 海尉 空尉	陸曹 長 1等 海曹 長 1等 空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士 長 1等 海士 長 1等 空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
1	384,000	351,900	305,600	263,400	227,900	—	184,400	161,200	152,800	145,300	132,600	124,600	118,300	109,400	104,600	96,000	92,200		
2	423,000	366,100	316,900	272,500	236,100	218,900	192,200	168,600	156,700	152,900	147,200	132,100	124,200	118,300	113,400	109,000	117,800		
3	471,000	380,300	328,200	282,800	245,200	226,900	200,300	176,000	160,500	154,800	154,800	139,600	131,400	118,300	123,600	117,800	117,800		
4	521,000	394,500	339,200	293,800	254,300	235,000	208,400	183,400	167,600	161,900	147,200	138,600	123,600	118,300	117,800	117,800	117,800		
5	562,000	408,600	350,200	305,100	263,400	244,100	216,500	190,800	174,600	168,900	154,800	145,800	130,000	123,600	117,800	117,800	117,800		
6	604,000	422,700	361,200	316,400	272,500	253,100	224,400	198,300	181,600	175,900	175,900	161,900	152,900	136,300	123,600	117,800	117,800		
7	656,000	436,700	372,200	327,700	281,700	262,100	232,300	205,900	188,500	182,800	182,800	168,900	159,500	142,500	130,000	123,600	117,800		
8	708,000	450,600	383,200	338,700	290,900	271,100	239,900	213,400	195,400	189,700	189,700	175,900	166,100	148,700	130,000	123,600	117,800		
9	758,000	464,400	394,200	349,600	304,000	279,900	247,500	220,800	202,300	196,500	196,500	182,800	172,700	153,500	130,000	123,600	117,800		
10	808,000	475,000	359,900	309,900	288,600	255,100	228,100	209,200	209,000	203,300	203,300	189,700	179,300	159,500	142,500	130,000	123,600		
11	855,000	482,000	416,200	370,000	319,400	297,800	262,700	235,200	216,100	215,700	210,000	210,000	196,500	185,800	166,100	148,700	130,000	123,600	
12	488,900	427,200	379,800	328,800	306,000	270,300	242,300	222,900	222,400	216,700	216,700	203,200	192,300	172,700	153,500	130,000	123,600		
13	488,400	388,400	338,200	314,600	277,900	249,400	229,500	228,900	228,900	223,200	223,200	209,900	198,600	179,300	159,500	130,000	123,600		
14	446,100	395,100	347,500	323,100	285,100	256,500	236,100	235,400	235,400	229,700	229,700	216,200	204,800	184,500	166,100	148,700	130,000		
15	452,000	401,800	356,600	331,500	292,300	263,700	242,700	241,900	236,200	236,200	222,300	210,000	196,500	185,800	166,100	148,700	130,000		
16	457,900	406,800	365,600	339,000	299,500	271,000	249,400	248,600	242,800	242,700	228,400	214,900	204,800	184,500	166,100	148,700	130,000		
17	463,500	411,800	374,200	345,200	306,200	278,000	256,200	255,400	249,600	249,600	234,500	219,800	204,800	184,500	166,100	148,700	130,000		
18	416,800	380,900	350,900	312,500	284,800	263,100	262,300	256,400	256,400	256,100	240,300	224,500	222,300	204,800	184,500	166,100	148,700		
19	421,800	387,600	356,000	318,800	291,400	269,900	269,100	263,200	262,300	262,300	246,100	229,200	204,800	184,500	166,100	148,700	130,000		
20	426,800	392,600	361,000	325,000	287,800	276,600	275,700	269,800	269,800	269,400	251,800	231,200	214,900	194,500	174,800	156,100	130,000		
21	397,600	366,000	330,700	303,900	283,200	282,300	276,400	276,000	276,000	257,600	257,600	231,200	214,900	194,500	174,800	156,100	130,000		
22	402,600	371,000	335,700	309,900	289,600	288,700	282,800	282,400	282,400	263,300	263,300	231,200	214,900	194,500	174,800	156,100	130,000		
23	376,000	340,700	315,900	315,900	295,700	294,800	288,900	288,400	288,400	269,000	269,000	244,400	224,400	204,800	184,500	166,100	148,700		
24	345,400	321,300	301,700	301,700	290,800	294,900	288,400	288,400	288,400	274,200	274,200	254,400	234,500	214,900	194,500	174,800	156,100		
25	326,300	307,700	306,800	300,900	300,400	300,400	299,000	299,000	299,000	279,000	279,000	259,000	239,000	219,800	194,500	174,800	156,100		
26	331,300	313,100	312,200	306,300	305,800	305,800	295,700	295,700	295,700	275,700	275,700	255,700	235,500	215,200	194,500	174,800	156,100		
27	340,700	318,100	317,200	311,300	310,800	310,800	301,700	301,700	301,700	281,700	281,700	261,700	241,500	221,200	194,500	174,800	156,100		
28	322,500	322,500	322,500	316,000	315,500	315,500	311,300	311,300	311,300	291,300	291,300	271,300	251,100	231,200	194,500	174,800	156,100		
29	332,500	331,600	320,700	320,700	320,200	320,200	316,000	316,000	316,000	296,000	296,000	276,000	256,100	236,300	194,500	174,800	156,100		
30	332,500	331,600	331,600	331,600	331,600	331,600	331,600	331,600	331,600	331,600	331,600	331,600	331,600	331,600	331,600	331,600	331,600		

備考 この表の陸将、海将及び空将の(+)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

官 報 (号 外)

第一条 防衛厅職員給与法の一部を次のように改正する。

別表第二　自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

備考 この表の陸将、海将及び空将の(-)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。切替期間において、昭和五十四年改正法附則第九項の規定により昇給した職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該昇給の日における俸給月額についても、

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

替日はおもに何ヶ月を割りてこれをもつて不調の場合は、その期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、總理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則第五項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法又は昭和五十四年改正法附則第九項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

〔住居手当に関する経過措置〕

11 切替期間において、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の

七の規定により住居手当を支給されていた期間

(管理職員である期間を除く。)のうちに、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の七

の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されない

勤勉手当に関する新法第十八条の二の規定の適用については、同条中「政令」とあるのは「政令で、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第号)附則第十項及び第十一項の規定により読み替えて適用される一般職給与法第十九条の三第二項及び第十九条の四第二項において人事院が定めることとされている事項については総理府令」とする。

六月又は十二月に支給する期末手当及び勵勉手當を受ける職員に対して昭和五十六年

当に関する新法第十八条の二の規定並びに学生手当を受ける学生に対し昭和五十六年六月又

は十二月に支給する期末手当に関する新法第十二条の規定の適用については、新法第十八条

の「中」管外手当の月額とあるのは「防衛省職員給与法の一部を改正する法律（昭和五十六年

法律第 号第一条の規定(別表第一の改正規定(指定職の欄に係る部分に限る。)を除く。)

による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）第十八条の規定が適用されるものとする。

（第十一）「月額の未定を適用されない場合に於けるべき當外手当の月額」

と、新法第二十五条第三項中「一般職給与法第十九条の三第二項」とあるのは「一般職の職員の

給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第一号）附則第十項の規定に

より読み替えて適用される一般職給与法第十九条の三第二項」と、「職員が受けるべき俸給及び

扶養手当の月額」とあるのは「職員の号俸又は俸給月額につき一般職の職員の給与に関する法律

の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第

号)の規定(同法附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正前の一般職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額(以下「旧俸給月額」という。)による俸給の月額及びその日において改正前の法の規定が適用されるとした場合に受けるべきであった扶養手当の月額」と、「学生が受けるべき学生手当の月額」とあるのは「旧法第二十五条の規定が適用されるとした場合に学生が受けるべきであった学生手当の月額」とする。

一 岩外手当を受ける職員に対する昭和五十七年三月に支給する期末手当に関する新法第十八条の二の規定及び学生手当を受ける学生に対する同月に支給する期末手当に関する新法第二十五条の規定の適用については、新法第十八条の二中「當外手当の月額」とあるのは「防衛厅職員給与法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第号)第一条の規定(別表第一の改正規定(指定職の欄に係る部分に限る。)を除く。)による改正前の防衛厅職員給与法(以下「旧法」といふ。)第十八条の規定が適用されるとした場合に受けるべきこととなる岩外手当の月額」と、新法第二十五条第三項中「一般職給与法第十九条の三第二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第一号)附則第十一項の規定により読み替えて適用される一般職給与法第十九条の三第二項」と、「職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるのは「職員の号俸又は俸給月

額につき一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第二百号)の規定(同法附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額(以下「旧俸給月額」という。)による俸給の月額及びその日ににおいて改正前の法の規定が適用されるとした場合に受けことなる扶養手当の月額」と、「学生が受けるべき

学生手当の月額」とあるのは「旧法第二十五条の規定が適用されるとした場合に学生が受けこととなる学生手当の月額」とする。

(管理職員の給与の特例等)

15 調整期間において、管理職員である期間のうちに次表の上欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる額が同表の下欄に掲げる額に満たないこととなる期間のある職員には、その満たないこととなる期間、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる額から同表の中欄に掲げる額を減じた額の月額の手当を支給する。

新法第四条第一項に規定する事務官等	当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額	当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額
新法第四条第二項に規定する事務官等	当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額	当該職員が新法の規定の適用を受けるとした場合に受けることとなる俸給の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額
自衛官	当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額	当該職員が新法の規定の適用を受けるとした場合に受けることとなる俸給の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額及び調整手当の月額の合計額

16 調整期間において、管理職員である期間のうちに、当該職員の受けるべき附則第三項又は第四項の規定による初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額が、当該職員が管理職員以外の職員であるとして新法の規定の適用を受けるとした場合に受けこととなる初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額に満たないことは、それぞれの手当につき、その満たないこととなる期間、その受けこととなる初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額からその手当につき、その満たないこととなる期間、その受けこととなる初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額を減じた額からその手当につき、その満たないこととなる期間、その受けこととなる初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額を減じた額の月額の手当を支給する。

17 前二項の規定に基づく手当の支給に関し必要な事項は、総理府令で定める。

18 附則第十五項及び第十六項の規定に基づく手当は、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十三条の規定により休職にされた職員に支給することができるものとし、その支給割合の決定その他の支給に関し必要な事項は、総理府令で定める。

19 附則第十五項及び第十六項の規定に基づく手当を支給された職員に対する新法第二十七条第二項の規定の適用については、これらの手当は、同項の規定の適用に含まれるものとする。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の適用の暫定措置)

20 昭和五十六年の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第七条において準用する同法第一条に規定する基準日から当該基準日に係る同条後段の内閣総理大臣の定める日までの間(自衛官にあっては、内閣総理大臣が定める期間内)において職員が管理職員である期間があるときは、同法及び同法の規定に基づき内閣総理大臣が定めた命令の規定並びに國家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)附則第七項において準用する同法附則第二項の規定を当該期間内に当該職員に対し適用する場合においては、附則第三項の規定の適用がないものとしてこれらの規定を適用する。(給与の内払)

21 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

22 附則第五項から第七項まで、第九項及び第十項の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

23 附則第五項から第七項まで、第九項及び第十項の規定は、昭和五十七年三月三十一日において自衛官として在職していた職員の同年四月一日における俸給月額の切替え等について準用する。この場合において、附則第五項中「号俸による額(管理職員にあつては、附則第三項の規定による従前の例による額)」とあるのは「号俸による額」と、附則第六項中「新法」とあるのは「第二条の規定による改正後の防衛庁職員給与の規定による額」と、附則第六項中「新法」とあるのは

法」と、附則第十項中「旧法」とあるのは「第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法」と読み替えるものとする。

(政令への委任) 附則第五項から第十九項まで及び前二項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額の改定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 債給表等の改定

(1) 参事官等及び自衛官の俸給月額を、一般職の職員の例に準じて改定すること。
(2) 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の月額を、五万三千五百円から五万六千九百円に引き上げること。

2 嘉外手当の改定

嘉外居住者に対する嘉外手当の月額を、五百五十円から五千六百四十円に引き上げ

ること。
3 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から施行すること。
と。ただし、参事官等俸給表の改正規定中の改定規定中陸将、海将、空将の(1欄に係る部分及び調整手当の支給割合の引き上げに伴う自衛官の俸給月額の改定に関する規定は、昭和五十七年四月一日から施行する」と。

2 附則規定の改正規定を除く。

(2) この法律(1)のただし書の改定規定を除く。が、昭和五十六年四月一日から適用する。ただし、同日から昭和五十七年三月三十日までの間において、一般職給与改正法の管理職員に相当する職員であつた期間のある職員のその管理職員であつた期間の給与については、改正前の法によるものとする。

4 その他
(1) 昭和五十六年度に支給する期末手当及び勤勉手当については、昭和五十五年度の俸給月額等を基礎に算定した額とし、嘉外手当の月額を、五万三千五百円から五万六千九百円に引き上げること。

5 附則

(2) 管理職員の給与については、非管理職員との権衡上、所要の保障措置を講ずること。
なお、事務官等の俸給のほか、扶養手当、通

勤手当、住居手当、調整手当及び初任給調整手当等については、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用又はその例によることとしているので、同法の改正によって同様の改正が行われることとなる。

二 議案の可決理由

本案は、防衛庁職員の給与が一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約四百三十八億円である。

右報告する。

昭和五十六年十二月二十一日

内閣委員長 石井 一殿
衆議院議長 福田 一殿

6 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十六年十二月二十一日

内閣總理大臣 鈴木 善幸

7 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

右
この法律は、公布の日から施行する。

附則

百八十一号)の一部を次のよう改正する。

附則に次の二項を加える。

17 職員が昭和五十六年度中に退職した場合における退職手当の支給に関する法令(その施行の日が昭和五十七年四月一日までのものに限る)が制定され、又はこれに準ずる給与準則が定められた場合において、その者に係る当該退職の日における俸給月額がその日の前日までに当該改定があつたとした場合の当該退職の日における俸給月額(以下「当該改定後の俸給月額」という。)に達しないこととなるときは、その者について適用される退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額は、当該改定後の俸給月額とする。

18 前項の規定は、昭和五十六年度内に第五条第三項の基本給月額の算出の基礎となるべき扶養手当の月額又はこれに相当する給与の月額を改定する法令(その施行の日が昭和五十七年四月一日までのものに限る)が制定され、又はこれに準ずる給与準則が定められた場合について準用する。この場合において、前項中「俸給月額」とあるのは、「基本給月額」と読み替えるものとする。

理由

昭和五十六年度に俸給月額を改定する法令が制定されることにより、同年度に退職する職員の間の退職手当について不均衡の生ずることがあることにかんがみ、これを是正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、昭和五十六年度に俸給月額を改定する法令が制定されることにより、同年度に退職する職員の間の退職手当について不均衡の生ずることがあることから、これを是正する措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

1 職員が昭和五十六年度中に退職した場合において、同年度内に俸給月額を改定する法令等が制定され、その者の退職の日における俸給月額が、その日の前日までに改定があつたとした場合の俸給月額に達しないこととなるときは、退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額は、改定後の俸給月額とする。

2 整理等による短期勤続退職等の退職手当の額の計算の基礎となるべき扶養手当の月額については、改定後の扶養手当の月額とする。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

議案の可決理由

本案は、退職手当について不均衡を生ずること

とを是正するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、約二十八億円の見込みである。
右報告する。

昭和五十六年十二月二十一日

内閣委員長 石井 一

衆議院議長 福田 一殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十六年十二月二十一日
右
国会に提出する。

内閣総理大臣 鈴木 善幸

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改定する。

第十五条中「八十七万円」を「九十一万円」に、「七十八万八千円」を「七十四万五千円」に改める。

第十五条の次に次の二条を加える。

第十六条 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び

高等裁判所長官に支給する調整手当の月額に関する第九条の規定の適用については、当分の間、同条中「第一条第一号」とあるのは、「第一

第三号」とする。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区	分	報酬月額
最 高 裁 判 所 長 官		一、五五〇、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官		一、一三〇、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官		一、〇八〇、〇〇〇円
一 号		九〇〇、〇〇〇円
二 号		七九八、〇〇〇円
三 号		七四五、〇〇〇円
四 号		六三六、〇〇〇円
五 号		五四八、〇〇〇円
六 号		四九六、〇〇〇円
七 号		四四五、〇〇〇円
八 号		四〇四、〇〇〇円
九 号		三三五、二〇〇円
十 号		三〇一、六〇〇円
十一号		二八〇、二〇〇円
十二号		二三九、三〇〇円
十三号		二一五、七〇〇円
十四号		一九一、一〇〇円
十五号		一七三、六〇〇円
十六号		一〇一、一〇〇円
十七号		一八一、五〇〇円
十八号		一一〇、一〇〇円
十九号		一〇一、一〇〇円
二十号		一六一、四〇〇円
二十一号		一五五、六〇〇円

一 号	六二六、〇〇〇円
二 号	五四八、〇〇〇円
三 号	四九六、〇〇〇円
四 号	四四五、〇〇〇円
五 号	三五二、一〇〇円
六 号	三三五、二〇〇円
七 号	三〇一、六〇〇円
八 号	二八〇、三〇〇円
九 号	二五九、三〇〇円
十 号	二三九、七〇〇円
十一 号	二二五、八〇〇円
十二 号	二一〇、一〇〇円
十三 号	一一一、二〇〇円
十四 号	一〇一、一〇〇円
十五 号	一八一、五〇〇円
十六 号	一七三、六〇〇円
十七 号	一六二、四〇〇円
	一五五、六〇〇円

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに別表の改正規定中東京高等裁判所長官の項、その他の高等裁判所長官の項及び判事の項並びに簡易裁判所判事の項一号から四号までに係る部分に係る部分は、昭和五十七年四月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)別表判事補の項

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間においては、新法別表判事補の項一号から四号までの報酬月額又は同表簡易裁判所判事の項五号から九号までの報酬を受けた者の報酬については、新法の規定及び前項の規定にかかわらず、その額は、從前の例による額とする。

簡易裁判所判事

一 号	五四八、〇〇〇円
二 号	四九六、〇〇〇円
三 号	四四五、〇〇〇円
四 号	三五二、一〇〇円
五 号	三三五、二〇〇円
六 号	三〇一、六〇〇円
七 号	二八〇、三〇〇円
八 号	二五九、三〇〇円
九 号	二三九、七〇〇円
十 号	二二五、八〇〇円
十一 号	二一〇、一〇〇円
十二 号	一一一、二〇〇円
十三 号	一〇一、一〇〇円
十四 号	八一、五〇〇円
十五 号	七三、六〇〇円
十六 号	六二、四〇〇円
十七 号	五五、六〇〇円

4 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与が改善されることに伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 高等裁判所長官の報酬については、これに對応する特別職の職員の俸給に、その他の裁判官の報酬については、これに對応する一般職の職員の俸給におおむね準じて、それぞれ増額すること。

2 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の項、その他の高等裁判所長官の項並びに簡易裁判所判事の項一号から四号までに係る部分に係る部分は、昭和五十七年四月一日から施行する。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間においては、新法別表判事補の項一号から四号までの報酬月額又は同表簡易裁判所判事の項五号から九号までの報酬を受けた者の報酬については、新法の規定及び前項の規定にかかわらず、その額は、從前

い、その他の裁判官の報酬にあつては昭和五十七年四月一日から行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官の給与を改善しようとするとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、六千百万円である。右報告する。

昭和五十六年十二月二十一日

法務委員長 羽田野忠文

衆議院議長 福田 一殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のよう改正する。

第九条中「四十七万五千円」を「四十九万六千円」に改める。

第十条 檢事総長、次長検事及び検事長に支給する調整手当の月額に関する第一条の規定の適用については、当分の間、同条中「第一条第一号」とあるのは、「第一条第三号」とする。

別表を次のように改める。

昭和五十六年十二月二十一日 衆議院会議録第一号 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表(第二条関係)

区	分	俸給	月額
検事総長		一、一三〇、〇〇〇円	九二〇、〇〇〇円
次長	検事	九〇〇、〇〇〇円	九一〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長		一、〇〇〇、〇〇〇円	九一〇、〇〇〇円
その他	検事長	九〇〇、〇〇〇円	九一〇、〇〇〇円
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十	号	七九八、〇〇〇円 五四八、〇〇〇円 六三六、〇〇〇円 四五五、〇〇〇円 四九六、〇〇〇円 三四四、〇〇〇円 三四五、二〇〇円 三四一、六〇〇円 二八〇、三〇〇円 二五九、三〇〇円 二三九、七〇〇円 二二五、八〇〇円 二一〇、二〇〇円 二〇一、二〇〇円 一八一、五〇〇円 一七三、六〇〇円 一六二、四〇〇円 一五五、六〇〇円	九〇〇、〇〇〇円 七九八、〇〇〇円 五四八、〇〇〇円 六三六、〇〇〇円 四五五、〇〇〇円 四九六、〇〇〇円 三四四、〇〇〇円 三四五、二〇〇円 三四一、六〇〇円 二八〇、三〇〇円 二五九、三〇　円 二三九、七〇　円 二二五、八〇　円 二一〇、二〇　円 二〇一、二〇　円 一八一、五〇〇円 一七三、六〇　円 一六二、四〇〇円 一五五、六〇〇円

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十	号	四四五、〇〇〇円 三五一、二〇〇円 三三五、二〇〇円 三〇一、六〇〇円 二八〇、三〇〇円 二五六、八〇〇円 二三九、七〇〇円 二二五、八〇〇円 二一〇、二〇〇円 二〇一、二〇〇円 一八一、五〇〇円 一七三、六〇〇円 一六二、四〇〇円 一四五、三〇〇円 一三六、八〇〇円
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに別表の改正規定中次長検事の項、東京高等検察庁検事長の項及びその他の検事長の項並びに検事の項一号から八号までに係る部分及び副検事の項一号に係る部分に係る部分は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)別表検事の項九

号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は、昭和五十六年四月三十日までの間においては、新法別表検事の項九号から十二号までの俸給月額又は同表副検事の項二号から六号までの俸給月額の俸給を受けける者の俸給については、新法の規定及び前項の規定にかかわらず、その額は、從前の例による額とする。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間においては、新法別表検事の項九号から十二号までの俸給月額の俸給を受けける者の俸給については、新法の規定及び前項の規定にかかわらず、その額は、從前の例によ

4

新法の規定を適用する場合においては、この

法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与が改善されることに伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 次長検事及び検事長の俸給については、こ

れに対応する特別職の職員の俸給に、その他検察官の俸給については、これに対応する

一般職の職員の俸給におおむね準じて、それ

ぞれ増額すること。

2 検事総長、次長検事及び検事長に支給する

調整手当については、当分の間、内閣総理大臣及び国務大臣を除く特別職の職員の例によ

り増額できるものとする。

3 俸給月額の改定は、十三号から二十号までの俸給を受ける検事及び七号から十六号までの俸給を受ける副検事の俸給にあつては昭和五十六年四月一日にさかのばつて行い、その他の検察官の俸給にあつては昭和五十七年四月一日から行うこと。

4 議案の可決理由

件

右
国会に提出する。

昭和五十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

きものと議決した次第である。

3 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、五千五百万円であ

る。

右報告する。

昭和五十六年十一月二十一日

法務委員長 羽田野忠文

を求めるの件

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦

の地先沖合における千九百七十七年の漁業に

関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和

国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、昭和五十二年五月二十七日にモスクワ

で署名された北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和

の延長に関する議定書の締結について承認

を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

昭和五十二年五月二十七日モスクワで署名され、昭和五十二年、昭和五十三年、昭和五十四年及び昭和五十五年にそれぞれ一年間延長され、昭和五十六年にそれより一年間延長されたいわゆる日ソ漁業暫定協定の有効期間が本年十二月三十一日に満了することにかんがみ、政府は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間に同協定の有効期間の延長に関する議定書を締結するため、本年十一月十九日以来モスクワにおいて交渉を行つてきた結果、合意に達したので本年十二月十六日モスクワにおいて、本議定書に署名を行つた。

本議定書の主な内容は、日ソ漁業暫定協定の有効期間を明年十二月三十一日まで延長するこ

と、両政府の代表者は明後年以降の漁獲に関する

る問題に関して明年十一月二十四日までに会合し協議すること等を規定している。

衆議院議長 福田 一殿

外務委員長 中山 正暉

日本國の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本國政府とソヴィエト社会主義共和

業に関する日本國政府とソヴィエト社会主義共和國連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する

上の手続に従つて承認され、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることになつている。

なお、この議定書は、それぞれの国の国内法による議定書の締結について、日本國憲法第七十三条漁業に関する日本國政府とソヴィエト社会主義共和國連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

よつて政府は、本議定書の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

右
国会に提出する。

昭和五十六年十二月二十一日

内閣總理大臣 鈴木 善幸

この議定書の締結は、両国の二百海里水域において交渉を行つてきた結果、合意に達したので本年十二月十六日モスクワにおいて、本議定書に署名を行つた。

保するものであり、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

本議定書の主な内容は、日ソ漁業暫定協定の有効期間を明年十二月三十一日まで延長するこ

と、両政府の代表者は明後年以降の漁獲に関する

昭和五十六年十二月二十一日

期間の延長に関する議定書の締結について

右報告する。

て交渉を行つてきた結果、合意に達したので本年十一月十六日モスクワにおいて、本議定書に署名を行つた。

本議定書の主な内容は、ソ日漁業暫定協定の有効期間を明年十二月三十一日まで延長する」と、両政府の代表者は明後年以降の漁獲に関する問題に関して明年十一月二十四日までに会合し協議すること等を規定している。

なお、この議定書は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認され、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由

この議定書の締結は、両国の二百海里水域に

おける漁業に関する両国の間の円滑な秩序を確

保するものであり、妥当な措置であると認め、

署名を行つた。

本議定書の主な内容は、ソ日漁業暫定協定の有効期間を明年十二月三十一日まで延長する

右報告する。

昭和五十六年十二月二十一日

外務委員長 中山 正暉

衆議院議長 福田 一殿

第二条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第六条中「都道府県」を「厚生省」に改める。

第七条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第九条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、「前条」の下に「第一項又は第二項」を加え、同条第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、「前条」の下に「第一項又は第二項」を加える。

第十二条第一項中「第十四条第一号に規定する

歯科技工法の一部を改正する法律案

第八条中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、

同条に次の二項を加える。

3

都道府県知事は、歯科技工士について前二項

の処分が行われる必要があると認めるときは、

その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

4 第二項の規定により免許を取り消された者で

あつても、その者がその取消しの理由となつた

事項に該当しなくなつたとき、その他その後の

事情により再び免許を与えるのが適當であると

認められるに至つたときは、再免許を与えるこ

とができる。この場合においては、前条第一項

3

厚生大臣は、歯科医師試験委員に、前項の規

定によつて都道府県知事に委任した事項を除く

ほか、試験問題の作製、採点その他試験の施行

に関する必要な事務をつかさどらせるものとす

る。

及び第二項の規定を準用する。

削る。

(旧法の規定による免許を受けた者)

第十四条第三号中「厚生大臣の定める基準に従

い、都道府県知事が適当」と「厚生大臣が前二号

に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する

と」に改める。

第十五条中「都道府県知事は」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から

施行する。

(試験に関する暫定措置)

第二条 改正後の歯科技工法(以下「新法」とい

う。)第十二条第一項に規定する試験は、当分の

間、新法第十四条第一号に規定する歯科技工士

養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少なく

とも一回これを行うものとする。

第六条 旧法第七条第一項の規定によつて交付さ

れた歯科技工士免許証は、新法第七条第二項の

規定によつて交付された歯科技工士免許証とみ

なす。

並びに歯科技工士の試験、免許及び登録を

行い、並びに免許を取り消し、及び業務の

停止を命ずること。

(旧法による処分及び手続)

科科技工士の免許を受けている者は、新法第三条

の規定による歯科技工士の免許を受けた者とみ

なす。

(旧法の規定による歯科技工士名簿)

第四条 旧法第六条の規定による歯科技工士名簿

は、新法第六条の規定による歯科技工士名簿の

一部とみなす。

(旧法の規定による歯科技工士名簿への登録)

第五条 旧法第七条第一項の規定によつてなされ

た歯科技工士名簿への登録は、新法第七条第一

項の規定によつてなされた歯科技工士名簿への

登録とみなす。

(旧法の規定による歯科技工士免許証)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

理 由

歯科技工士の資質の向上に資するため、歯科技

士の免許権者及び歯科技工士試験の実施者を都

道府県知事から厚生大臣に改めることとする等の

必要がある。これが、この法律案を提出する理由

である。

第三条 この法律施行の際現に改正前の歯科技工法(以下「旧法」という。)第三条の規定による歯

第七条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分、手続きその他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号内イ(3)中「又は視能訓練

士を」、視能訓練士又は歯科技工士に改める。

第十二条 第二十三号内イ(3)中「又は視能訓練

士を」、視能訓練士又は歯科技工士に改める。

第十三条 第二十三号内イ(3)中「又は視能訓練

士を」、視能訓練士又は歯科技工士に改める。

第十四条 第二十三号内イ(3)中「又は視能訓練

士を」、視能訓練士又は歯科技工士に改める。

第十五条 第二十三号内イ(3)中「又は視能訓練

士を」、視能訓練士又は歯科技工士に改める。

第十六条 第二十三号内イ(3)中「又は視能訓練

士を」、視能訓練士又は歯科技工士に改める。

第十七条 第二十三号内イ(3)中「又は視能訓練

士を」、視能訓練士又は歯科技工士に改める。

第十八条 第二十三号内イ(3)中「又は視能訓練

士を」、視能訓練士又は歯科技工士に改める。

第十九条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五

十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第三十九号の三を第三十九号の四と

し、同条第三十九号の二中「歯科技工士」を削

り、同号の次に次の一号を加える。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十七年度において約四百万円の見込みである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部

を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十六年十二月二十一日

提出者

議院運営委員長 内海 英男

6 昭和五十六年六月又は十一月に受けける期末手

法律(昭和五十六年法律第 号)による特別

当及び勤勉手当に関する第三条第一項及び第四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき給料月額及び勤続特別手当月額の合計額」とあるのは、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号)による特別職の職員の給与に関する法律別表第三の規定にたとしたならば第一条及び第二条の三の規定によりそれぞれ受けることとなる給

料月額及び勤続特別手当月額の合計額」とす
る。
この法律は、公布の日から施行する。

に關する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号)による特別職の職員の給

附 則

に關する法律別表第三の規定の改正がなかつたとしたならば第一条及び第二条の三の規定によりそれぞれ受けるべきであつた給料月額及び勤続特別手当月額の合計額」とする。

よりそれぞれ受けるべきであつた給料月額及び勤続特別手当月額の合計額」とする。

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和五十六年度における国会議員の秘書の期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月

額及び勤続特別手当月額について、政府職員の例

部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三

十一日までの間に受ける期末手当に関する第三

条第二項及び第五条の二の規定の適用について

は、第三条第二項中「受けるべき給料月額及び勤続特別手当月額の合計額」とあるのは、「特別

職の職員の給与に関する法律の一部を改正する

附則第六項及び第七項を次のように改める。

昭和五十六年十二月二十一日 衆議院会議録第一号

四八

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目三番四号
大藏省印刷局
電話 東京 五六〇二二(大代)
平 105
二 定価一〇円